

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	住田町

住田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 住田町農政課
所 在 地 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 8 8 - 1
電 話 番 号 0 1 9 2 - 4 6 - 2 1 1 1
F A X 番 号 0 1 9 2 - 4 6 - 3 5 1 5
メールアドレス nousei@town.sumita.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、カモシカ、ハクビシン、アナグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岩手県住田町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	稲	79.0 万円 0.93ha
	野菜(ダイコン、ハクサイ他)	68.7 万円 0.84ha
	飼料作物	5.5 万円 0.26ha
	豆類	2.7 万円 0.13ha
	果樹	0.2 万円 0.01ha
	いも類	48.4 万円 0.16ha
	その他	16.9 万円 0.14ha
	計	221.3 万円 2.47ha
カモシカ	稲	4.0 万円 0.05ha
	野菜(ダイコン、ハクサイ他)	13.8 万円 0.66ha
	豆類	1.0 万円 0.03ha
	飼料作物	0.2 万円 0.20ha
	計	19.0 万円 0.94ha
ハクビシン	野菜(イチゴ、トマト他)	128.8 万円 1.90ha
	果樹	0.3 万円 0.08ha
	いも類	1.0 万円 0.00ha
	計	130.0 万円 1.98ha
アナグマ	稲	1.1 万円 0.01ha
	野菜(イチゴ、トウモロコシ他)	23.8 万円 0.25ha
	豆類	0.5 万円 0.06ha
	果樹	0.3 万円 0.00ha
	いも類	3.7 万円 0.01ha
	計	29.3 万円 0.34ha
ツキノワグマ	野菜(トウモロコシ)	0.4 万円 0.01ha
	その他(タノコ)	1.3 万円 0.00ha
	計	1.6 万円 0.01ha

イノシシ	稲	5.7 万円	0.05ha
	野菜(トウモロコシ)	0.5 万円	0.01ha
	いも類	66.5 万円	0.11ha
	計	72.7 万円	0.16ha
ニホンザル	野菜(カボチャ、ダイコン他)	100.3 万円	1.22ha
	豆類	25.2 万円	0.06ha
	果樹	15.0 万円	0.12ha
	いも類	0.8 万円	0.01ha
	計	141.2 万円	1.41ha
スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	稲	3.1 万円	0.04ha
	野菜 (スィカ、ズッキーニ他)	4.5 万円	0.05ha
	果樹	0.4 万円	0.01ha
	いも類	6.9 万円	0.01ha
	その他	0.4 万円	0.01ha
	計	9.6 万円	0.11ha
合計		624.8 万円	7.40ha

※ 端数処理の関係により、各項目の内訳の計と合計が一致しないもの。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカによる水稻の被害は、移植後や収穫前が多く、また生育期間中においても圃場に侵入し踏み荒らし等の被害が多数出ている。また、野菜については、生育期間中に葉や茎も多数食害を受けている。

他に、カモシカは、居宅付近の小さな圃場にも侵入し、野菜類が多数食害を受けている。

ハクビシンについては、トウモロコシやイチゴの被害が多く、防護網の杭等をよじ登ったり、網の隙間から圃場内に侵入し被害を受けている。

アナグマについては、カボチャやイチゴが被害を受けている。

住民からの農作物被害報告によると、上記の野生鳥獣は人里に近い場所に生息しており、夜間に庭先を往来している。また居宅等の屋根裏に侵入し棲みかとしている報告もある。

ツキノワグマについては、踏み荒らしによる被害が増えており、目撃情報も年々増加している。

イノシシについては平成 26 年度から町内の一部で生息の形跡が報告され、近年では町内全域で目撃情報が増えている。令和 3 年度に初めて農作物被害が報告され、被害の増加が懸念されている。

ニホンザルについては古くから五葉山に生息していることは既知の事実であったが、平成 26 年度ごろから集落付近に出没するようになり野菜等農作物に被害が発生しているほか、通学途中の高校生が、突然、威嚇行為にあうなどの人的な被害も出始めている。さらには、ニホンザルが生息していなかった町内の別地区においても、群れが頻繁に目撃されるなど生息域の拡大が懸念されている。

カラス等の鳥類については、農作物等の被害があり、有害捕獲や打上花火等による追払いを講じている。

(3) 被害の軽減目標

ニホンジカ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	221万円	199万円
被害面積（水稲・野菜・飼料作物・豆類・いも類・果樹）	2.5ha	2.2ha

カモシカ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	19万円	15万円
被害面積（水稲・野菜・飼料作物・豆類）	0.9ha	0.7ha

ハクビシン

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	130万円	104万円
被害面積（野菜・いも類・果樹）	1.98ha	1.59ha

アナグマ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	29万円	23万円
被害面積（水稲・野菜・豆類・いも類・果樹）	0.34ha	0.27ha

ツキノワグマ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	1.6万円	1.3万円
被害面積（野菜・果樹）	0.01ha	0.01ha

イノシシ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	73万円	58万円
被害面積（水稲・野菜・いも類）	0.16ha	0.12ha

ニホンザル

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	141万円	127万円
被害面積（野菜・豆類・いも類・果樹）	1.4ha	1.2ha

スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	15万円	14万円
被害面積（水稲・野菜・いも類・果樹）	0.1ha	0.1ha

合計

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	625万円	537万円
被害面積（水稲・野菜・飼料作物・豆類・いも類・果樹）	7.4ha	6.3ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住田町鳥獣被害対策実施隊による里ジカの早期発見やハクビシン等小動物用の箱わな設置など、有害捕獲が迅速に行える体制整備。 ・ニホンジカ有害捕獲実績 (R2:1,383頭 R3:1,049頭 R4:981頭) ・ハクビシン有害捕獲実績 (R2:114頭 R3:60頭 R4:71頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化が進んでおり、ハンターの新規掘り起こしが急務となっている。 ・行政、住民、関係団体が一体となった効果的な有害捕獲対策の整備。 ・東日本大震災による放射能被害でシカ肉の出荷制限により、シカ肉の利活用が困難になった。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・シカ防護柵の設置 (R2:400m R3:700m R4: 300m) ・電気牧柵の設置 (R2:4,710m R3:2,700m R4:1,960 m) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設資材の老朽化 ・他の防護対策との連携体制の強化
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の農家における圃場周りの草刈り等緩衝帯の整備 ・研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル等が農村に出現する要因の一つである放任果樹の除去 ・獣種に合わせた被害防止技術等に関する知識の普及

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町の面積約3万3千haのうち耕地面積の割合は3%であり、農家は山間に点在する狭い農地を利用して耕作している。しかし、食害による耕作意欲の衰退等により耕作放棄地の増加が深刻化している。

そのため、食害による耕作意欲の衰退を防ぐことが、耕作放棄地の発生防止と解消、安定した生産活動につながることから、捕獲対策、防除対策及び環境整備対策の3つの取組みにより、野生鳥獣が人里付近に生息しない環境づくりを行う。なお、捕獲対策においては、従来の有害捕獲に加え、ICTを活用した新たな捕獲技術の導入に向けた実証を行い、その効果を検証しながら、地域への普及を目指す。

イノシシについては町内への侵入を最小限に食い止めるべく、イノシシ被害の防除を進めると同時に積極的に捕獲し生息域の拡大を防ぐ。

ニホンザルについては令和3年度及び令和4年度に町内で生息域調査を行い、3群の群れを確認したが、調査地域外でも目撃情報や被害報告が寄せられており、引き続き生息域調査を実施する必要がある。サル生態を明らかにした上で地域ぐるみで追いや追い払いなどを実施しサルを寄せつけない集落を目指すとともに被害を及ぼす危険な個体については捕殺により対応する。加えて、ニホンザル等が農村に出現する要因の一つである放任果樹を除去することで、農作物の被害減少を図る。

また、近年気仙川においてカワウの被害が挙げられており、対策が急務となっている。まずは、被害の状況を明らかにした上で、陸前高田市や高田猟友会、気仙川漁業協同組合等と連携し、追い払いや捕獲を行う必要がある。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成 25 年に設立した住田町鳥獣被害対策実施隊は、高田猟友会員が隊員となり、里ジカ等の早期発見及び迅速な有害捕獲を実施している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、イノシシ	・捕獲用わなの購入。住田町鳥獣被害対策実施隊への箱わな等の貸し出し。 ・狩猟者の新たな担い手確保に向けた狩猟免許取得に要する費用の助成。
	カモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル	・被害を効果的に防止するための最小限の捕獲。
	スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	・狩猟者の新たな担い手確保に向けた狩猟免許取得に要する費用の助成。 ・被害の状況に応じて最も効果のある方法による捕獲。
令和6年度	ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、イノシシ	・捕獲用わなの購入。住田町鳥獣被害対策実施隊への箱わな等の貸し出し。 ・狩猟者の新たな担い手確保に向けた狩猟免許取得に要する費用の助成。
	カモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル	・被害を効果的に防止するための最小限の捕獲。
	スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	・狩猟者の新たな担い手確保に向けた狩猟免許取得に要する費用の助成。 ・被害の状況に応じて最も効果のある方法による捕獲。

令和7年度	ニホンジカ、ハクビシン、アナグマ、イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲用わなの購入。住田町鳥獣被害対策実施隊への箱わな等の貸し出し。 ・狩猟者の新たな担い手確保に向けた狩猟免許取得に要する費用の助成。
	カモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を効果的に防止するための最小限の捕獲。
	スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の新たな担い手確保に向けた狩猟免許取得に要する費用の助成。 ・被害の状況に応じて最も効果のある方法による捕獲。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンジカについては、本町の農作物被害全体のうち約5割を占めているため、防護網設置等の被害防除対策と合わせて、捕獲による個体数管理も継続して実施する必要がある。これまでの捕獲実績と、被害状況調査等を踏まえた上で、捕獲目標を設定する。</p> <p>ハクビシンについては、繁殖能力が高く、継続的な捕獲をしなければ個体数がすぐに増加してしまうため一定頭数を捕獲する必要がある。これまでの捕獲実績と、被害状況調査等を踏まえた上で、捕獲目標を設定する。</p> <p>アナグマについては、近年出没が頻繁に確認されており、今後生息域の拡大、個体数の増加が懸念されることから捕獲計画数は定めないが適宜捕獲対応をする。</p> <p>カモシカ、ツキノワグマについては、被害を効果的に防止するための最小限の捕獲とし、市町村単独では捕獲計画数を設定しない。</p> <p>イノシシについては、管内にはもともと生息していない獣類であったが、現在、町内で急激に生息域を拡大しており、積極的に捕獲していかなければ町内全体に被害が拡大することが懸念される。そのため積極的に捕獲し被害を未然に防止する。</p> <p>スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメについては、継続的な捕獲をしなければ個体数がすぐに増加してしまうため、捕獲計画数は定めないが適宜捕獲対応をする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	1,000頭以上	1,000頭以上	1,000頭以上
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アナグマ、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、スズメ、キジバト、カルガモ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、カモメ	設定しない		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・銃器及びわなによる有害捕獲の実施。 予定時期 4月～10月 予定場所 住田町地内

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>当町全域が中山間地であり、ニホンジカ及びツキノワグマは有害捕獲活動の従事者が接近できない又は接近するのに時間を要する場所に出没する場合が多い。射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。</p> <p>なお、ライフル銃は次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。</p> <p>(1) 捕獲対象が、ニホンジカ、ツキノワグマ及びイノシシ等の大型獣であること。 (2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。 (3) その他、ライフル銃の使用について公安委員会の了解が得られた場合であること。</p> <p>○取組内容</p> <p>・ニホンジカ及びツキノワグマ、イノシシの有害捕獲</p> <p>捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：4月～10月 捕獲予定場所：有害鳥獣捕獲許可による</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
住田町	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等	防護網	600m	600m	600m
ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等	電気柵	8,500m	8,500m	8,500m
ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等	複合柵	500m	500m	500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等	侵入防止柵の保守点検を行う 集落ぐるみによる集落点検や被害防止対策を行う
令和6年度	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等	侵入防止柵の保守点検を行う 集落ぐるみによる集落点検や被害防止対策を行う
令和7年度	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル等	侵入防止柵の保守点検を行う 集落ぐるみによる集落点検や被害防止対策を行う

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ツキノワグマ、ニホンザル等	放任果樹の除去を行う
令和6年度	ツキノワグマ、ニホンザル等	放任果樹の除去を行う
令和7年度	ツキノワグマ、ニホンザル等	放任果樹の除去を行う

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

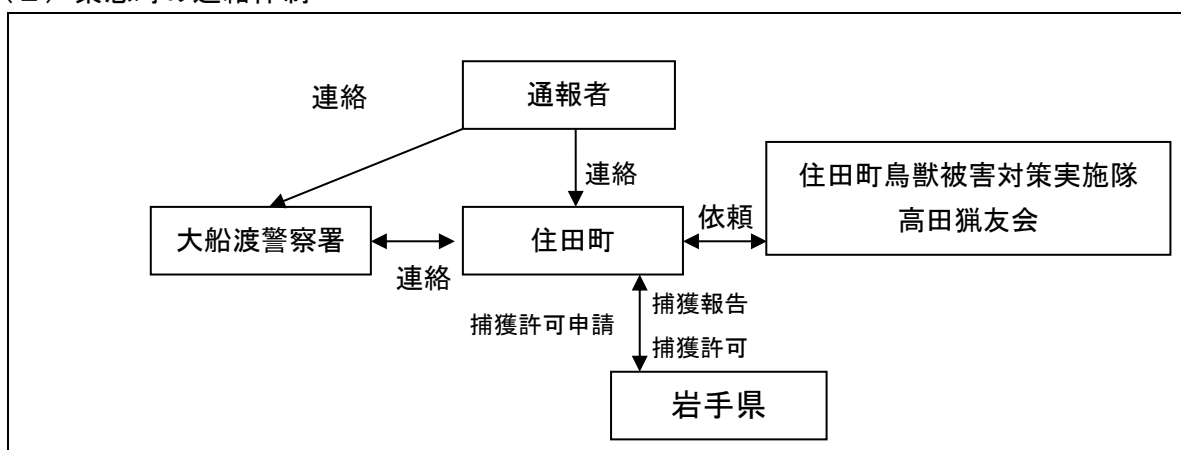
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県	関係機関との連絡調整、捕獲等許可
大船渡警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
住田町	関係機関との連絡調整、捕獲等許可、注意喚起
高田猟友会	対象鳥獣の捕獲、対象鳥獣の追払い
住田町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、対象鳥獣の追払い
大船渡市	野生鳥獣の生息状況や被害状況等の情報共有
陸前高田市	野生鳥獣の生息状況や被害状況等の情報共有

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

本町には希少猛禽類も多く生息していることから、シカ猟等による鉛中毒事故が発生しないよう捕獲後の個体は埋設等適切な処理を実施している。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	住田町鳥獣害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
住田町	協議会事務局、全体総括
大船渡市農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
住田町鳥獣被害対策実施隊	有害捕獲活動等に関する取り組み及び意見提言
気仙地方森林組合	林業分野における取りまとめ及び意見提言
三陸中部森林管理署	国有林分野における取りまとめ意見提言
住田町農業振興協議会	町内農業者との連携、事務局補助
住田町林業振興協議会	町内林業者との連携、事務局補助
鳥獣保護巡視員	野生動物の保護及び管理の視点における意見提言
住田町農林業振興会連絡協議会	町内農林業者との連携及び意見提言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機

関係欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター	農林業対策における指導、助言
沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲許可及び被害防止の指導、助言
合同会社東北野生動物保護管理 センター	研修会講師 鳥獣被害対策における指導、助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

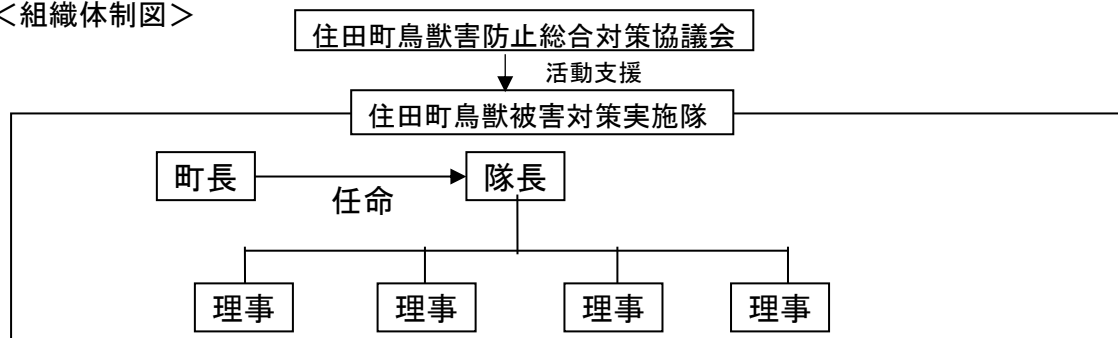
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

住田町鳥獣被害防止対策実施隊は、平成 25 年 5 月 21 日に設立し、高田猟友会会員 37 人を隊員に任命した。なお、令和 5 年 1 月 1 日時点では 47 人となっている。

<組織体制図>



実施隊の活動内容は、年間を通しての有害捕獲活動を中心にパトロール活動、わなの設置及び見回りを実施している。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンジカやニホンザル等の継続的な被害に加えて、新たにイノシシ被害も増加傾向にあるため、研修会等を通じて各鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及を図り、各農業者及び狩猟者による効果的な被害防止施策の実施につなげる。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

集落ぐるみの防止対策を町全体で継続して取り組み、「住民自らが被害を防止する」という意識の高揚を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。